

2011年1月19日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—中国人民銀行公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第145号)

中国人民銀行、『国外直接投資人民元決済試行管理弁法』を公布 ～クロスボーダー人民元決済、貿易から資本へ拡大～

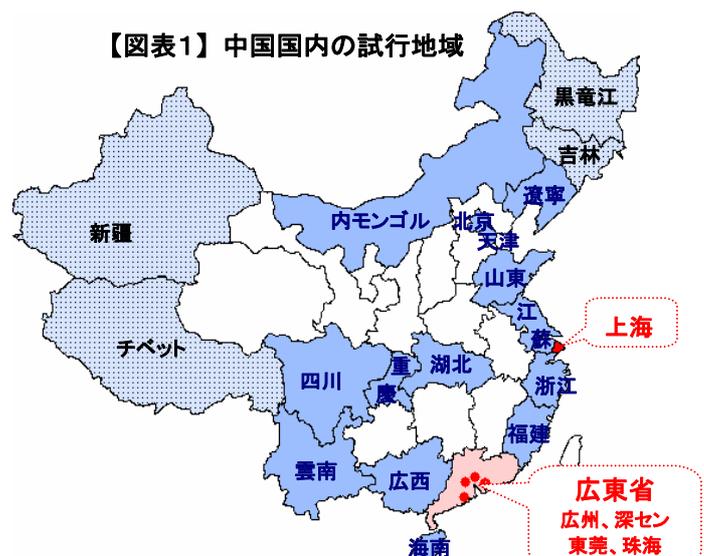
平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行は2011年1月6日付で、『国外直接投資人民元決済試行管理弁法』(中国人民銀行公告[2011]第1号、以下、『1号公告』という)を公布しました。『1号公告』はクロスボーダー貿易人民元決済が認められている中国20省市において、外貨管理局などの関連当局における登記手続を行うことにより、人民元を利用した国外直接投資が可能であることを明確に規定したものです(20省市については図表1参照)。『1号公告』の公布により、従来は貨物貿易やサービス貿易など、経常項目に限られていたクロスボーダー人民元決済が、直接投資という資本項目まで拡大したことになります。

中国人民銀行は昨年6月、クロスボーダー人民元決済の国内試行地域を従前の上海市および広東省4都市(深セン、広州、東莞、珠海)から20省市に増加したほか、国外対象地域も全世界に拡大。さらに、試行地域にある企業であれば輸入貨物貿易、クロスボーダーサービス貿易などの経常項目であれば人民元建て決済が可能であるとするなど、大幅な規制緩和を実施しました。また政府の認可が必要となる輸出貨物貿易決済の試行企業についても、昨年12月、新たに67,359社を認定するなど、規制緩和の動きを速めていました。

クロスボーダー人民元決済の進展に伴い、企業のニーズに答える形で一部の資本項目においても人民元を使用した事例が数件報告されており、また上海市では『上海市企業による人民元建て国外直接投資実施に係る暫定弁法』(上海銀発[2010]73号)を公布するなど、一部地域では資本項目に係るクロスボーダー人民元決済を認める動きが見られていました。

【図表1】中国国内の試行地域



【第一期試行地域(地図の赤色部分) 2009年7月認定】

上海市、広東省(深圳、広州、東莞、珠海⇒広東省全域へ)

【第二期試行地域(地図の青色部分) 2010年6月認定】

北京、天津、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広西、海南、重慶、四川、雲南、チベット、新疆の18省市(黒竜江、吉林、新疆、チベットにおける輸出貨物貿易に係る決済は隣接国との指定港における一般貿易・辺境小額貿易のみ)。

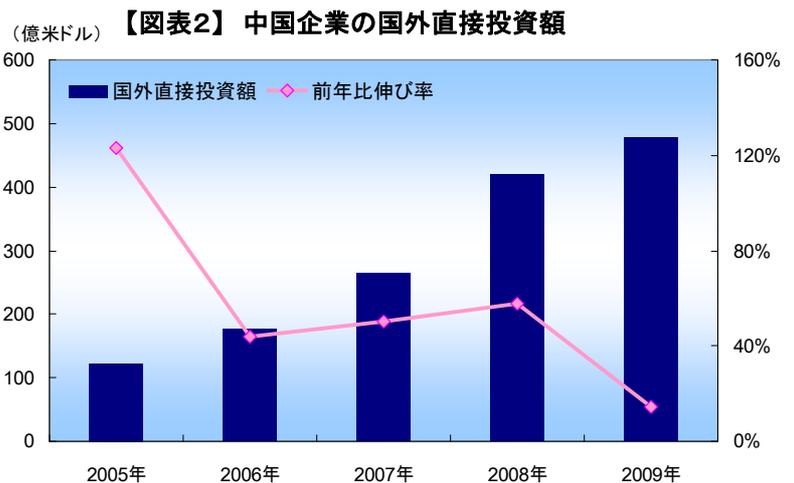
『1号公告』では、従来は特殊案件として、個別に中国人民銀行の許認可が必要であった人民元建ての国外直接投資について、関連当局で登記手続を行うのみで実施可能であるとし、関連手続を簡素化。また『1号公告』の公布によって、クロスボーダー人民元決済が中国－海外間の貿易決済だけではなく、資本項目にも大きく開放されたことにより、海外における人民元の使用範囲も次第に増加し、人民元国際化への布石の1つなのではないかと予想されています。一方、国外直接投資の規制緩和を図ることにより、中国国内に滞留した資金の流出を増やし、過剰流動性の緩和を図る狙いもあるのではないかと指摘するメディアもあります。

また中国・商務部は2009年、『国外投資管理弁法』(商務部令2009年第5号)を公布。中国側の投資額が1億米ドル未満であれば原則として省級商務部門が認可を行い、かつ1千万米ドル未満の場合は、一部業種を除き、企業がシステムを通してオンライン申請した後、条件を満たしていれば3営業日以内に承認が得られるなど、中国企業の国外直接投資に係る手続の大幅な簡素化を実施しました。

こうした動きに合わせ、国家外貨管理局も『国内機関の国外直接投資外貨管理規定』(匯発[2009]30号)を公布し、国外直接投資に係る外貨管理上の規制緩和を図り、中国企業の海外進出支援策を打ち出していました。

中国企業による国外直接投資額は2009年、前年比14.2%増の478億米ドルに達しており、その額は2005年の約4倍の規模にまで膨らんでいます。商務部スポークスマンが今月18日に発表した統計によると、2010年通年の国外直接投資額は590億米ドル、投資先は129の国・地域に及んでおり、引き続き堅調な伸びを示しています。

この度、『1号公告』が公布され、人民元による国外直接投資について明確に認められたのも、近年、増加傾向にある中国企業の海外進出に対する支援策の1つであると考えられています。



【注】 金融業の国外直接投資額は含まない。
(商務部、国家統計局、国家外貨管理局『2009年度中国対外直接投資統計公報』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表3】 国外直接投資に係る商務主管部門での手続

中国側の投資額	認可手続
1億米ドル以上	商務部が申請書を受領後、15営業日以内に受理するか否か決定 ^(注1) 。
1千万～1億米ドル	省級商務主管部門が申請書を受領後、5営業日以内に決定 ^(注2) 。
1千万米ドル未満	企業が「国外投資管理システム」を通してオンライン申請し、申請書を記入した後、記入に不備がなく、法定の規格に合致していれば、3営業日以内に『企業国外投資証書』を交付。

(注1) 1億米ドル以上の国外投資のほか、以下の条件に合致する国外投資も商務部が認可を実施。

- ✓ 中国と国交を樹立していない国における国外投資
- ✓ 特定の国家あるいは地域における国外投資
- ✓ 複数の国(地域)の利益に関わる国外投資
- ✓ 国外に特別目的会社を設立する場合

(注2) 1千万米ドル以上、1億米ドル未満の国外投資のほか、以下の条件に合致する国外投資も省級商務主管部門が認可を実施。

- ✓ エネルギー、鉱産物に関わる国外投資
- ✓ 国内で企業誘致が必要な国外投資

(『国外投資管理弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

このほか、『1号公告』では、国外直接投資によって得た人民元資金の国内戻入を強制していないほか、国内機関が国外直接投資を行う場合に、銀行による人民元資金の貸付を認めているなど、資金調達面などにおいて外貨管理と同様の施策も見られます。

『1号公告』の詳細につきましては、以下をご参照ください。

□ 『1号公告』における国外直接投資の定義

『1号公告』第2条第1項では、国外直接投資について、「国内機関が国外直接投資の投資主管部門による認可を受け、人民元資金を使用し、設立、合併・買収、資本参加等の方式により国外に企業を設立すること、または企業もしくはプロジェクトの全部もしくは一部の所有権、支配権もしくは経営管理権等の権益を取得する行為のこと」と定義しています。

□ 『1号公告』の対象企業

人民元建て国外直接投資の対象企業について、『1号公告』第2条第2項では「クロスボーダー貿易人民元決済試行地域内に設立・登記された非金融企業」であるとしており、クロスボーダー貿易人民元決済の試行地域である20省市内にある企業であれば人民元を利用した国外直接投資が可能である旨、規定しています。

□ 外貨管理局での登記手続

国内機関が国外直接投資に係る仕向送金手続、もしくは設立準備などに必要な前期費用の仕向送金手続を行う場合、国内機関は所在地の外貨管理局に以下の書類を提出し、登記手続を行う必要があります。

- ✓ 書面申請書
- ✓ 国外直接投資主管部門の認可文書およびそのコピーもしくは国外直接投資主管部門に提出した国外直接投資申請文書のコピー
- ✓ 国内機関の営業許可証、組織機構コード証等のコピー

前期費用の送金があった場合、国内機関は国外直接投資主管部門が認可してから30日以内に外貨管理局に関連する情報を送付する必要があります。

□ 銀行での送金手続

国内機関は、外貨管理局での登記手続を行った後、銀行で国外直接投資に係る人民元資金、および前期費用の仕向送金手続を行う必要があります。その際、国外直接投資主管部門の認可証書もしくは文書等の関連資料を提出する必要があります。

□ 前期費用の送金限度額

国内機関が国外直接投資に係る人民元建ての前期費用を支払う場合、前期費用の累計金額は原則として国外直接投資主管部門に申告した中国側投資総額の15%を超えてはなりません。国外での買収・合併業務の必要により、前期費用が中国側投資総額の15%を超える場合、所在地の外貨管理局に説明した上、関連する証明資料を提出しなければなりません。

□ 人民元と外貨を併用する場合

人民元建て国外直接投資の関連業務において、人民元と外貨を併用する必要がある場合、国内機関は『国内機関の国外直接投資外貨管理規定』(匯発[2009]30号)などの外貨関連規定に基づき手続を行う必要があります。

□ 国外直接投資による人民元利益などの戻入手続

国内機関は、国外直接投資によって得た利益を、人民元建てで国内に戻し入れることができます。人民元利益の入金手続を行う場合、国外投資企業の董事会利益処分決議などの資料を銀行に提出する必要があります。

また、国外投資企業の投資、減資、株式譲渡、清算等に係る人民元資金の受取・支払手続を行う場合、銀行に国外直接投資主管部門の認可文書を提出する必要があります。

□ 国外直接投資に係る変更登記手続

すでに所在地の外貨管理局に登録している国外企業に、名称や経営期限、合併・合作パートナーおよび合併・合作方式などの情報に変更があった場合、または増資、減資、持分の譲渡もしくは交換、合併もしくは分割清算などの状況が発生した場合、国内機関は変更日もしくは発生日から30日以内に変更状況について所在地の外貨管理局に報告する必要があります。

□ 銀行による人民元資金の貸付

『1号公告』第15条では、「銀行は関連規定に基づき国内機関による国外投資の企業もしくはプロジェクトに対して人民元建て貸付を行うことができる」とし、国外機関が人民元を利用して国外直接投資を実施する場合に、銀行による人民元資金の貸付を認めています。

『1号公告』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)および10ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

中国人民銀行公告[2011]第1号

クロスボーダー貿易人民元決済の試行に協力し、銀行業金融機関および国内機関による国外直接投資に係る人民元建て決済業務の利便化を図るため、中国人民銀行は『国外直接投資人民元決済試行管理弁法』を制定し、ここに公布、実施する。

中国人民銀行

2011年1月6日

『国外直接投資人民元決済試行管理弁法』

第1条 クロスボーダー貿易人民元決済の試行に協力し、国内機関による国外直接投資に係る人民元建て決済業務の利便化を図り、銀行業金融機関(以下、「銀行」という)による国外直接投資に係る人民元建て決済業務を規範化するため、『中華人民共和国中国人民銀行法』等の法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法における国外直接投資とは、国内機関が国外直接投資の投資主管部門による認可を受け、人民元資金を使用し、設立、合併・買収、資本参加等の方式により国外に企業を設立すること、または企業もしくはプロジェクトの全部もしくは一部の所有権、支配権もしくは経営管理権等の権益を取得する行為のことを指す。

本弁法における国内機関とは、クロスボーダー貿易人民元決済試行地域内に設立・登記された非金融企業のことを指す。

本弁法における前期費用とは、国内機関が国外にプロジェクトもしくは企業を設立する前に、国外宛に支払う必要のある国外直接投資と関連する費用のことを指す。

第3条 中国人民銀行および国家外貨管理局は本弁法に基づき国外直接投資に係る人民元建て決済の試行に対して管理を実施する。

第4条 国内機関が人民元建て国外直接投資の手続を行う場合、国外直接投資主管部門の認可を取得しなければならない。国外直接投資の認可に関連する手続を行う場合、国内機関は使用予定の人民元建て投資に係る金額を明確にしなければならない。

第5条 国外直接投資に係る前期費用の仕向送金を行う場合、もしくは前期費用の仕向送金が発生していない国外直接投資を行う場合、国内機関は所在地の外貨管理局に以下の資料を提出し、前期費用の仕向送金もしくは国外直接投資に係る登記手続を行わなければならない。

- (1) 書面申請書。
- (2) 国外直接投資主管部門の認可文書およびそのコピーもしくは国外直接投資主管部門に提出した国外直接投資申請文書のコピー。
- (3) 国内機関の営業許可証、組織機構コード証等のコピー。

国内機関所在地の外貨管理局は関連申請資料を受領してから3日以内に関連する情報登記手続を完了しなければならない。

前期費用の仕向送金が発生した国外直接投資の場合、国内機関は国外直接投資主管部門が認可してから30日以内に所在地の外貨管理局に関連情報を送付しなければならない。

第6条 国内機関が本弁法第5条第1項に基づき前期費用の仕向送金もしくは国外直接投資に係る登記手続を行った後、銀行で国外直接投資に係る人民元資金の仕向送金もしくは前期費用に係る人民元資金の仕向送金を行うことができる。

銀行が国外直接投資に係る人民元建て決済業務を行う場合、関連するブルーデンシャル監督管理に係る規定に基づき、国内機関に対して国外直接投資主管部門の認可証書もしくは文書等の関連資料を提出するように要求し、かつ真剣に審査しなければならない。審査過程において、銀行は人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムおよび直接投資外貨管理情報システムにログインして関連情報を検索することができる。

第7条 国内機関が国外直接投資主管部門に提出した申請文書および国内機関の組織機構コード証等の関連資料を審査した後、銀行は国内機関のために国外直接投資に係る人民元建て前期費用の仕向送金を取り扱うことができる。国内機関の前期費用に係る仕向送金の累計は原則として当該機関が国外直接投資主管部門に申告した中国側投資総額の15%を超えてはならない。確かに国外買収・合併業務の必要により、前期費用が15%を超える場合、所在地の外貨管理局に説明し、かつ関連する証明資料を提出しなければならない。

第8条 銀行は『人民元銀行決済口座管理弁法』(中国人民銀行令[2003]第5号)等の規定に基づき、国内機関の人民元決済口座を通して、当該機関のために国外直接投資に係る人民元資金の決済手続を行い、

併せて人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに関連する人民元資金のクロスボーダー受取・支払情報を報告・送付しなければならない。

第9条 人民元建て国外直接投資の関連業務において、外貨資金を同時に使用する必要がある場合、国内機関および銀行は外貨管理の関連規定に基づき、国外直接投資に係る外貨資金の仕向・被仕向送金手続を行わなければならない。外貨資金の仕向・被仕向送金手続を行う場合、銀行は直接投資外貨管理情報システムにログインして業務審査を行い、関連業務のコンプライアンス性を確保しなければならない。

第10条 銀行が国内機関のために取り扱う国外直接投資に係る仕向送金の人民元資金と外貨資金との合計は、国外直接投資主管部門が認可した国外直接投資総額を超えてはならない。

国内機関が国外に送金済の人民元建て前期費用は、その国外直接投資総額に含めなければならない。銀行が当該国内機関のために国外直接投資に係る人民元資金の仕向送金手続を行う場合、送金済の人民元建て前期費用金額を差し引かなければならない。銀行は人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに人民元建て前期費用のクロスボーダー支払情報を報告・送付しなければならない。

第11条 人民元建て前期費用の送金日から6カ月を経過した後もまだ国外直接投資主管部門の認可を取得していない場合、国内機関は剰余資金を、以前、資金の仕向送金を行った国内人民元口座に戻し入れなければならない。銀行は、国内機関に対して剰余資金を、以前、資金の仕向送金を行った国内人民元口座に戻し入れるように督促しなければならない。戻し入れを拒否する場合、銀行は所在地の人民銀行に届出を行わなければならない。

第12条 国内機関はそれが取得した国外直接投資に係る利益を人民元建てで国内に戻し入れることができる。国内機関が提出する国外投資企業の董事会利益処分決議等の資料に対する審査を経て、銀行は当該国内機関のために国外直接投資に係る人民元利益の入金手続を行うことができ、併せて人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに人民元利益の戻入情報を報告・送付しなければならない。

第13条 国内機関が国外投資企業の投資、減資、株式譲渡、清算等に係る人民元の受取・支払は、国外直接投資主管部門の認可文書に基づき銀行で直接、人民元資金の仕向・被仕向送金を行うことができる。上述の手続を行う場合、銀行は人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムで関連する人民元クロスボーダー受取・支払情報を報告・送付しなければならない。

- 第14条** 登記済の国外企業に名称、経営期限、合併・合作パートナーおよび合併・合作方式等の基本情報に変更が発生した場合、または増資、減資、持分の譲渡もしくは交換、合併もしくは分割清算等の状況が発生した場合、国内機関は発生日から30日以内に上述の変更状況について所在地の外貨管理局まで報告・送付しなければならない。
- 第15条** 銀行は関連規定に基づき国内機関による国外投資の企業もしくはプロジェクトに対して人民元建て貸付を行うことができる。本銀行の国外支店もしくは国外代理銀行を通して人民元建て貸付を行う場合、銀行は当該国外支店に対する人民元資金の振替もしくは国外代理銀行に対する人民元資金の融資を行うことができ、併せて15日以内に所在地の人民銀行に届出を行う。上述の業務を行う場合、銀行は人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに関連する人民元受取・支払情報を報告・送付しなければならない。
- 第16条** 国外直接投資に係る人民元建て決済業務を行う場合、銀行および国内機関は『国際収支統計申告弁法』等の関連規定に基づき国際収支統計申告手続を行わなければならない。
- 第17条** 銀行は真剣に情報報告・送付義務を履行し、遅滞なく、正確かつ完全に人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに国外直接投資に関連する各種人民元クロスボーダー受取・支払情報を報告・送付しなければならない。
- 第18条** 銀行が国外直接投資に係る人民元建て決済業務を行う場合、『中華人民共和国アンチマネーロンダリング法』および中国人民銀行の関連規定に基づき、適切にアンチマネーロンダリングおよびアンチテロリストファイナンスに係る義務を履行し、人民元建て国外直接投資を利用したマネーロンダリング、テロリストファイナンス等の違法犯罪活動を予防しなければならない。銀行は国内機関による国外直接投資の目的地におけるアンチマネーロンダリングおよびアンチテロリストファイナンスに係る情報を収集し、国外直接投資の目的地におけるマネーロンダリングおよびテロリストファイナンスのリスクを評価し、かつ適切なリスク管理措置を実施しなければならない。
- 第19条** 中国人民銀行および国家外貨管理局、国外直接投資主管部門は情報共有システムを構築し、事後監督の検査力を強化し、効果的に人民元建て国外直接投資業務活動に対する監督管理を実施する。

人民元クロスボーダー受取・支払システムは毎日、直接投資外貨管理情報システムに国外直接投資に関連する人民元クロスボーダー受取・支払情報を転送し、直接投資外貨管理システムは毎日、人民元ク

ロスボーダー受取・支払情報システムに国外直接投資に関連する外貨クロスボーダー受取・支払情報を転送する。

第20条 中国人民銀行は国家外貨管理局と共同で、銀行、国内機関による人民元建て国外直接投資業務活動に対して立入検査およびオフサイト検査を実施し、銀行に対して取引の真実性に係る審査、情報送付、アンチマネーロンダリング等の職責を適切に履行するように督促し、国内機関に対して法に基づいた業務活動を実施するように監督する。

第21条 銀行、国内機関が本弁法の関連規定に違反した場合、中国人民銀行は国家外貨管理局と共同で法に基づき、批判通告もしくは処罰を行うことができる。状況が深刻な場合、銀行、国内機関に対してクロスボーダー人民元業務の継続を禁止することができる。

第22条 銀行が国外直接投資に係る人民元建て決済業務を行う際に関連するプルーデンス管理の規定に違反した場合、関連部門は法に基づき処罰する。アンチマネーロンダリング、アンチテロリストファイナンスおよび人民元銀行決済口座管理規定に関する規定に違反した場合、中国人民銀行は法に基づき処罰する。

第23条 国内金融機関による国外直接投資に係る人民元建て決済業務に対する管理は、本弁法を参照して執行する。関連する監督管理部門が国内金融機関による人民元建て国外直接投資に対して別途規定している場合、当該規定に従う。

第24条 本弁法は中国人民銀行が解釈に責任を負う。

第25条 本弁法は公布日より施行する。以前に公布した関連規定と本弁法とが一致しない場合、本弁法に基づき執行する。

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 仮訳 】

中国人民银行公告[2011]第 1 号

为配合跨境贸易人民币结算试点，便利银行业金融机构和境内机构开展境外直接投资人民币结算业务，中国人民银行制定了《境外直接投资人民币结算试点管理办法》，现予公布实施。

中国人民银行
二〇一一年一月六日

《境外直接投资人民币结算试点管理办法》

第一条 为配合跨境贸易人民币结算试点，便利境内机构以人民币开展境外直接投资，规范银行业金融机构（以下简称银行）办理境外直接投资人民币结算业务，根据《中华人民共和国中国人民银行法》等法律、行政法规，制定本办法。

第二条 本办法所称境外直接投资是指境内机构经境外直接投资主管部门核准，使用人民币资金通过设立、并购、参股等方式在境外设立或取得企业或项目全部或部分所有权、控制权或经营管理权等权益的行为。

本办法所称境内机构是指在跨境贸易人民币结算试点地区内登记注册的非金融企业。

本办法所称前期费用是指境内机构在境外设立项目或企业前，需要向境外支付的与境外直接投资有关的费用。

第三条 中国人民银行和国家外汇管理局根据本办法对境外直接投资人民币结算试点实施管理。

第四条 境内机构办理人民币境外直接投资应当获得境外直接投资主管部门的核准。在办理有关境外直接投资核准时，境内机构应当明确拟用人民币投资的金额。

第五条 境外直接投资前期费用汇出或未发生过前期费用汇出的境外直接投资，境内机构应当向所在地外汇局递交以下材料，办理前期费用汇出或境外直接投资登记手续。

- （一） 书面申请书；
- （二） 境外直接投资主管部门的核准文件及其复印件或向境外直接投资主管部门提交的境外直接投资申请文件复印件；

(三) 境内机构的营业执照、组织机构代码证等复印件。

境内机构所在地外汇局应当在收到相关材料之日起 3 天内完成相关信息登记手续。

发生过前期费用汇出的境外直接投资，境内机构应当在获得境外直接投资主管部门核准的 30 天内向所在地外汇局报送有关信息。

第六条 境内机构按照本办法第五条第一款办理前期费用汇出或境外直接投资登记手续后，可以到银行办理境外直接投资人民币资金汇出或前期费用人民币资金汇出。

银行在办理境外直接投资人民币结算业务时，应当根据有关审慎监管规定，要求境内机构提交境外直接投资主管部门的核准证书或文件等相关材料，并认真审核。在审核过程中，银行可登入人民币跨境收付信息管理系统和直接投资外汇管理信息系统查询有关信息。

第七条 审核境内机构向境外直接投资主管部门提交的申请文件和境内机构的组织机构代码证等相关材料后，银行可以为境内机构办理境外直接投资人民币前期费用汇出。境内机构累计汇出的前期费用原则上不得超过其向境外直接投资主管部门申报的中方投资总额的 15%。如确因境外并购等业务需要，前期费用超过 15%的，应当向所在地外汇局说明并提交相关证明材料。

第八条 银行应当按照《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令[2003]第 5 号发布）等规定，通过境内机构的人民币银行结算账户为其办理境外直接投资人民币资金的结算，并向人民币跨境收付信息管理系统报送有关人民币资金跨境收付信息。

第九条 人民币境外直接投资相关业务需要同时使用外汇资金的，境内机构和银行应当按照外汇管理相关规定，办理境外直接投资外汇资金汇出入手续。在办理外汇资金汇出入手续时，银行应当登入直接投资外汇管理信息系统进行业务审核，确保相关业务的合规性。

第十条 银行为境内机构办理的境外直接投资汇出的人民币资金和外汇资金之和，不得超过境外直接投资主管部门核准的境外直接投资总额。

境内机构已经汇出境外的人民币前期费用，应当列入其境外直接投资总额。银行在为该境内机构办理境外直接投资人民币资金汇出时，应当扣减已汇出的人民币前期费用金额。银行应当向人民币跨境收付信息管理系统报送人民币前期费用跨境支付信息。

- 第十一条** 自汇出人民币前期费用之日起 6 个月内仍未获得境外直接投资主管部门核准的, 境内机构应当将剩余资金调回原汇出资金的境内人民币账户。银行应当督促境内机构将剩余资金调回原汇出资金的境内人民币账户。对拒不调回的, 银行应当向所在地人民银行备案。
- 第十二条** 境内机构可以将其所得的境外直接投资利润以人民币汇回境内。经审核境内机构提交的境外投资企业董事会利润处置决议等材料, 银行可以为该境内机构办理境外直接投资人民币利润入账手续, 并应当向人民币跨境收付信息管理系统报送人民币利润汇回信息。
- 第十三条** 境内机构因境外投资企业增资、减资、转股、清算等人民币收支, 可以凭境外直接投资主管部门的核准文件到银行直接办理人民币资金汇出入手续。在办理上述业务时, 银行应当向人民币跨境收付信息管理系统报送有关人民币跨境收付信息。
- 第十四条** 已登记境外企业发生名称、经营期限、合资合作伙伴及合资合作方式等基本信息变更, 或发生增资、减资、股权转让或置换、合并或分立清算等情况, 境内机构应当在发生之日起 30 天内将上述变更情况报送所在地外汇局。
- 第十五条** 银行可以按照有关规定向境内机构在境外投资的企业或项目发放人民币贷款。通过本银行的境外分行或境外代理银行发放人民币贷款的, 银行可以向其境外分行调拨人民币资金或向境外代理银行融出人民币资金, 并在 15 天内向所在地人民银行备案。在办理上述业务时, 银行应当向人民币跨境收付信息管理系统报送有关人民币跨境收付信息。
- 第十六条** 在办理境外直接投资人民币结算业务时, 银行和境内机构应当按照《国际收支统计申报办法》等有关规定办理国际收支申报。
- 第十七条** 银行应当认真履行信息报送义务, 及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送与境外直接投资相关的各类人民币跨境收付信息。
- 第十八条** 银行在办理境外直接投资人民币结算业务时, 应当按照《中华人民共和国反洗钱法》和中国人民银行的有关规定, 切实履行反洗钱和反恐融资义务, 预防利用人民币境外直接投资进行洗钱、恐怖融资等违法犯罪活动。银行应当收集境内机构境外直接投资目的地的反洗钱和反恐融资信息, 评估境外直接投资目的地的洗钱和恐怖融资风险, 并采取适当的风险管理措施。

第十九条 中国人民银行与国家外汇管理局、境外直接投资主管部门建立信息共享机制，加大事后监督检查力度，有效监管人民币境外直接投资业务活动。

人民币跨境收付信息管理系统每日向直接投资外汇管理信息系统传输境外直接投资相关的人民币跨境收付信息，直接投资外汇管理信息系统每日向人民币跨境收付信息管理系统传输境外直接投资相关的外汇跨境收付信息。

第二十条 中国人民银行会同国家外汇管理局对银行、境内机构的人民币境外直接投资业务活动进行现场检查和非现场检查，督促银行切实履行交易真实性审核、信息报送、反洗钱等职责，监督境内机构依法开展业务活动。

第二十一条 银行、境内机构违反本办法有关规定的，中国人民银行会同国家外汇管理局可以依法进行通报批评或处罚；情节严重的，可以禁止银行、境内机构继续开展跨境人民币业务。

第二十二条 银行在办理境外直接投资人民币结算业务时违反有关审慎监管规定的，由有关部门依法进行处罚；违反有关反洗钱、反恐融资和人民币银行结算账户管理规定的，由中国人民银行依法进行处罚。

第二十三条 境内金融机构的境外直接投资人民币结算业务管理，参照本办法执行。相关监管部门对境内金融机构人民币境外直接投资另有规定的，从其规定。

第二十四条 本办法由中国人民银行负责解释。

第二十五条 本办法自发布之日起施行。此前颁布的有关规定与本办法不一致的，按照本办法执行。

【ご注意】

- 1. 法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 2. 秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 3. 著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 4. 免責:**
 - (1)** 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2)** 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。**